

東日本大震災により被災された方の 宮古市住まいの再建サポートブック

令和5年6月版

○震災により住宅に被害を受けた方が、住宅を再建する場合に現在活用できる支援制度をまとめています。
○制度によっては、契約・着手後に利用できない場合もありますので、事前に相談することが大切です。
お気軽に各担当窓口へお問い合わせください。

要件に「全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊」の表記がある制度の利用には、被災証明書を取得している必要があります。

目次

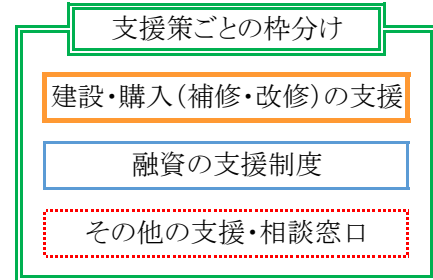
- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ○ はじめに | P 1 |
| ○ 利用できる支援制度 | P 1 |
| ○ 「住宅を建設・購入」又は「被災した住宅を補修・改修するための支援制度 | P 2 |
| ○ 融資の支援制度 | P 2～3 |
| ○ その他支援制度 | P 3 |
| ○ 各種相談窓口のご案内 | P 4～5 |



○ はじめに

- 1 下記の利用できる支援制度を確認してください。
 - 2 各種支援制度の手続き先へ相談したうえで、工務店などと制度について確認しながら再建を進めてください。
- ★ 建設・購入の支援と補修・改修の支援は、重複して受けることはできません。
 - ★ 各支援制度の期限は、発行時点のものです。今後、変わることがあります。

マーク	意味・内容
◇	各支援制度の手続き先(市役所部署名・団体名)
●	支援制度
■	災害危険区域に該当する支援制度
★	注意点
☑	要点

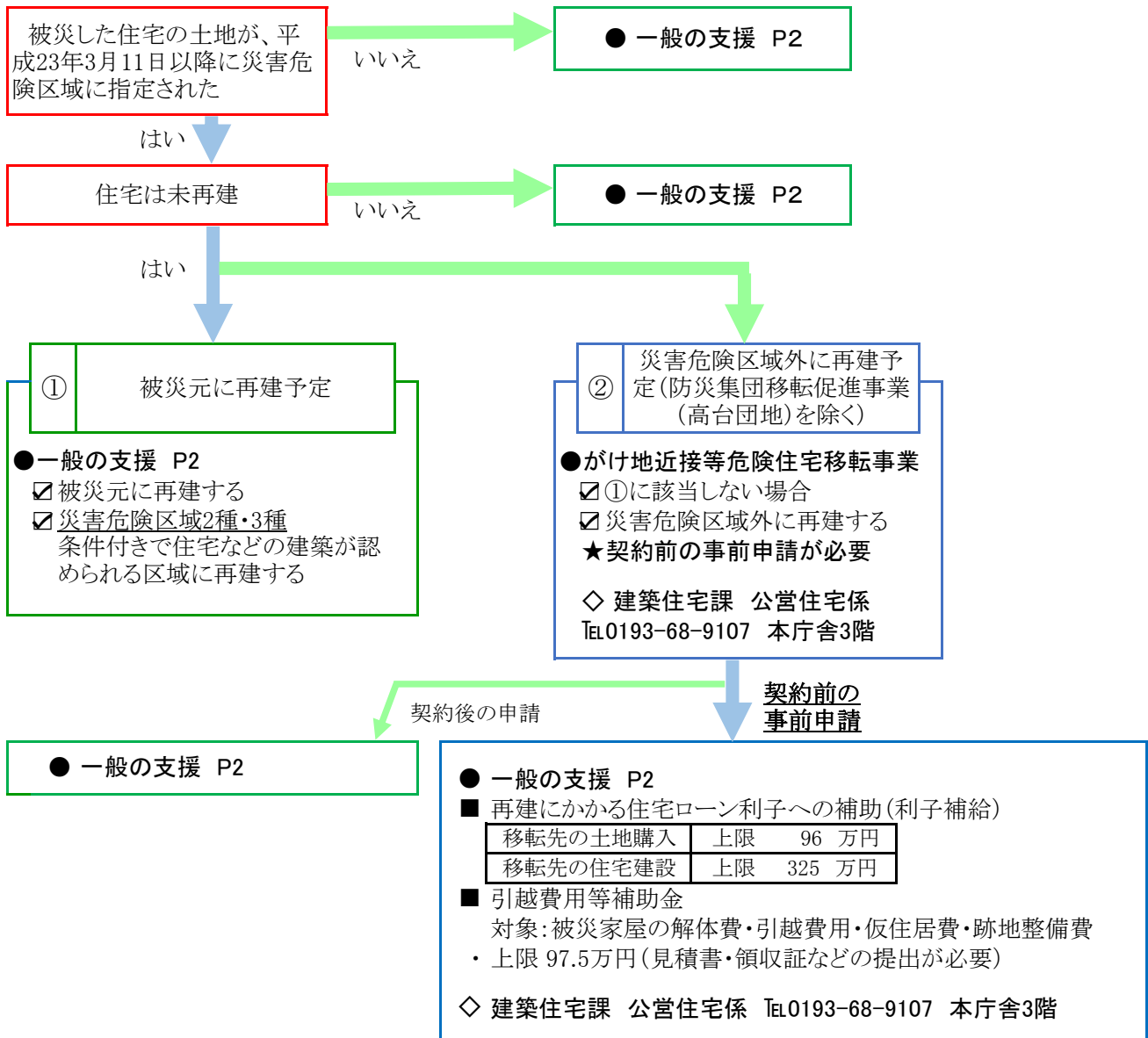


○ 利用できる支援制度

被災元が災害危険区域の指定を受けたかにより支援制度が異なります。災害危険区域の支援制度は、契約・着手前に市へ事前相談することが大切です。

☑ 災害危険区域は、住宅などの建築が制限される区域です。詳しくはお問い合わせください。

◇ 都市計画課 管理計画係 TEL0193-68-9108 本庁舎3階



○ 「住宅を建設・購入」又は「被災した住宅を補修・改修」するための支援制度

※中古住宅の購入も利用可能

◇ エネルギー推進課 エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 本庁舎4階

● ① 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金 □

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日

★ 電力受給開始日から3か月以内

・被災要件なし

・1kWあたり4万円(上限25万円)を補助

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

● ② 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日

★ 太陽光発電システムと接続した日から3か月以内

・被災要件なし

・1kWhあたり3万円(上限20万円)を補助

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

①と②は併用可能です。

◇ 農林課 林政係 TEL0193-68-9097 本庁舎2階

● 地域木材利用補助金

期限:住宅が完成する年度の年度末

・被災要件なし

★ 対象は専用住宅又は2分の1以上が住宅専用である併用住宅

★ 建築・増築する場所は市内に限定

☑ 木造住宅の建築を補助

P6県産材を80%以上かつ10㎡以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたもの。

・一棟あたり 30万円

● 木質バイオマスストーブ補助金

期限:設置する年度の年度末

・被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

☑ 二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

・ 上限 10万円 ・ 設置経費の3分の1を補助

○ 融資の支援制度

◇ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) TEL0120-086-353(通話料無料)

● 災害復興住宅融資

期限:令和8年3月31日

(建設・購入)

・全壊

・被災住宅の修理が不能または困難
大規模半壊、半壊

(補修・改修)

・一部損壊以上

☑被災者専用の住宅ローン

★最新の融資金利はコールセンターへ確認

【融資限度額】R2.10.1～

建設 ※	土地取得あり (注)	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入 ※		3,700万円
補修		1,200万円

※ 被災親族同居の場合は+640万円

(注)「土地取得あり」

り災日後に、申込本人が有償で土地の所有権
または借地権を取得する場合

● 災害復興宅地融資

(宅地補修)

・宅地に被害が生じたことを証する証明書が必要

【融資限度額】R2.10.1～

宅地補修	500万円
------	-------

● 災害援護資金貸付

期限:令和6年3月31日

- ・平成23年3月11日に宮古市に住所を有していた世帯
- ・震災により世帯主が負傷した世帯
- ・震災により住居や家財に被害を受けた世帯
- ・所得制限と審査あり

☑被災された方への貸付制度

- ・最高 350万円
(限度額は被害の程度による/150万円～)
- ・年利 1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間:6年(特別な場合は8年)
- ・償還期間:13年以内(据置期間を含む)

○ その他支援制度

● 住まいの復興給付金制度

期限:令和6年12月31日までに引渡しを受けた住宅

- ★引渡日から1年以内に申請
- ・一部損壊以上

☑消費税率の引き上げに伴う給付措置

新たに住宅を建築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に申請可能。

(建築・購入)

- ・被災住宅を所有していた方
- ・再取得住宅を所有している方
- ・再取得住宅に居住している方
- ★上記すべての要件を満たす方が対象
- ★一部損壊の場合は被災住宅を取り壊していることが必要

給付申請額

再取得住宅の床面積 (最大175㎡) ※4	×	給付単価		×	再取得住宅の持分割合 ※5
		消費税率	単価		
		8%のとき	5,130円		
		10%のとき	8,550円		

※4 175㎡を超える場合は175㎡分を給付

※5 登記上の住宅全体に対する所有割合のこと

(補修)

- ・被災住宅を所有している方
- ・被災住宅の補修工事を発注した方
- ・補修した被災住宅に居住している方
- ★上記すべての要件を満たす方が対象

給付申請額A

被災時点の被災住宅の床面積	×	給付単価		
		消費税率	り災判定	単価
		8%のとき	全壊	1,680円
			大規模半壊	1,650円
			半壊	1,380円
		10%のとき	一部損壊	840円
			全壊	2,800円
			大規模半壊	2,750円
		半壊	2,300円	
		一部損壊	1,400円	

↑ ↓
AまたはBのどちらか少ない方の金額を給付

給付申請額B(補修工事費の増税分相当額)

補修工事費 税抜金額	×	消費税率	増税率
		8%(3%増税分)のとき	0.03
		10%(5%増税分)のとき	0.05

○ 各種相談窓口のご案内

◇(一社)岩手県建築士事務所協会 被災住宅相談窓口 Tel019-651-0781

☑被災した住宅の補修などについての相談

- ・ 相談員の現地派遣や被災地巡回相談などの実施
- ・ 住宅トラブル、耐震相談可能

◇岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局(一社)岩手県建築士事務所協会 Tel019-651-0784

● 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度<岩手県受託事業>

☑工務店や不動産情報を紹介

住宅再建のために工務店や土地・中古住宅等探しや、家の補修・改修のために工務店探しのお手伝いをします。申し込みの希望条件に、対応可能な工務店及び不動産情報をご紹介します。

◇一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

● 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

☑被災前の住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。(要件あり) 詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

- ・ 東日本大震災または平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害での被災者が対象
- ・ 国の補助により弁護士などの「登録専門家」による手続支援を無料で受けることができる
- ・ 財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる
- ・ 破産などの手続とは異なり債務整理したことは個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響しない

◇住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル Tel0570-016-100(土日祝日、年末年始除く)

☑住宅専門の相談窓口(www.chord.or.jp)

- ・ 新築・リフォームを問わず住宅に関する困りごとについての相談に対応
- ・ 相談内容により、弁護士と建築士による専門家相談や、契約前のリフォーム見積チェックなども利用可能

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 本庁舎1階

● 被災者の総合相談窓口

☑公的支援制度などを総合的に説明

◇ いわて被災者支援センター 〒026-0024 釜石市大町2-4-7
 TEL 0193-30-1034(FAX兼用) 携帯 080-9634-6650
<http://sumaiansin.net>
info@sumaiansin.net

盛岡サブセンター 〒020-0063 盛岡市材木町3-5
 TEL 019-601-7640 FAX 019-601-7641

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）

- ☑ 困りごとの解決のお手伝いをします。
- ・ 電話や設定会場での面談、個別訪問などで、相談をお伺いします。
- ・ 毎月第4金曜日に岩手県宮古地区合同庁舎で、弁護士無料相談会を行います。（予約制です。）
- ・ 弁護士やファイナンシャルプランナー〔暮らしとお金に関するアドバイザー〕など専門家による相談を繰り返し無料で受けられます。
- ・ 専門家との相談にあたり、事前に相談支援員がお話を伺って悩みや問題点を整理し、効果的かつ確実に支援を行います。
- ・ 宮古市や宮古市社会福祉協議会など、市町村や市町村社会福祉協議会とも連携します。

● 下記の税または手数料について、減免、軽減を受けることができます場合があります。

項目	内容	お問い合わせ先
不動産取得税	土地や家屋の取得時に課税される税	宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212
自動車税	自動車などに毎年課税される税	
固定資産税	土地・家屋・償却資産に毎年課税される税	宮古市 税務課 資産税係 TEL0193-68-9073
軽自動車税	軽自動車などに毎年課税される税	宮古市 税務課 市民税係 TEL0193-68-9072
住民税	個人所得に応じて課税される税	
所得税		宮古税務署 TEL0193-62-1921
贈与税	個人から財産をもらったときに課税される税	
印紙税	課税物件に対する文書に対して課税される税	
登録免許税	登記や登録などについて課税される税	盛岡地方法務局宮古支局 TEL0193-62-2337(音声案内 2番)
建築確認申請	建築確認申請などにかかる手数料	宮古市 建築住宅課 建築指導室 TEL0193-68-9129

東日本大震災により被災された方の宮古市住まいの再建サポートブック

令和5年6月発行（編集）

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

（直通） TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

（代表） TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>